

大切な土地財産を守るために

地籍調査

～「基本計画」を策定しています～

地籍は、土地の戸籍といわれています。土地を売買したり、分筆したりする場合、必ず、土地の正確な地籍（地番、地目、境界、面積および所有者）が必要となります。

地籍の情報は、登記所（法務局）の登記簿と地図に記録されていますが、その多くは、明治初期の地租改正による調査を基礎としており、実態を正確には把握できていません。このため、土地に関わるトラブルなど、さまざまな問題が生じています。

そこで、皆さんの大切な土地財産を守るために、市は、「地籍調査」の着手に向けて「基本計画」を策定しています。

「地籍調査」は、国土調査法に基づき、国が推進している事業で、土地の地番、地目、境界、面積および所有者を明確にする基本的な調査です。その成果は、一定の手続きを経て、登記所（法務局）の登記簿と地図に反映されることとなります。

地籍調査はこんなことに役立ちます

土地境界にまつわるトラブルの未然防止

一筆ごとの土地の境界は、お互いに隣接する土地の所有者が示した位置を測量し、図面を作成するため、将来の土地境界にまつわるトラブルを未然に防止できます。

建築確認などの手続きの円滑化

土地の境界が明確になることにより、住宅を新築する際の、建築確認などの手続きを円滑に行うことができます。

土地の有効活用の促進

土地の境界が明確になることにより、売買や相続の円滑化など、土地を有効に活用することができます。また、財産の保全にもつながります。

災害復旧の迅速化

一筆ごとの土地の境界が、地球上の座標値と結びつけられるため、万一の災害の場合にも境界を正確に復元することができます。復旧活動を迅速に行うことができます。



課税の適正化

土地の地番、地目、境界、面積および所有者が明確になるため、固定資産税の算出根拠が現地の状況に即したものとなり、適正課税につながります。

公共事業の効率化

道路を新設する場合や拡幅する場合など、計画策定が図上で出来るようになり、皆さんに分かりやすい計画の提示が可能となります。



地籍調査の流れと皆さんにご協力いただきたいこと

境界の立会い



土地所有者の皆さんには、土地の境界を示していただくため、現地への立会いをお願いします。また、立会い結果は、記録として残します。

測 量



皆さんに示していただいた境界は、その位置を測量し、地図を作成します。なお、測量のため、所有地内へ立ち入ることもあります。

調査完了



「地籍調査」により、正確な土地の地図が完成します。これを皆さんに閲覧・確認していただき、一定の手続きを経て、登記所（法務局）に、地図および登記簿として保管されます。

※皆さんに費用負担をしていただくことはありません

地籍調査の「基本計画」を策定する参考資料とするため、市内の一部地域に土地を所有している方々を対象として、アンケート調査を実施します。実施時期は9月中を予定しています。

アンケート用紙がお手元に届いた皆さんには、ご回答のうえ、ご返送をお願いします。

※挿絵は国土交通省のホームページから引用

■問合せ 用地課（田沼庁舎新館3階）

☎（61）1169 FAX（62）2691

